

# 道の駅「田野駅屋」再整備事業

実施方針公表を目的とする事前方針

令和7年1月20日

田野町

1. 本方針の位置付け
  - (1) 事業内容に関する事項
  - (2) 特定事業の選定に向けた検討事項
  - (3) 特定事業の公表に関する事項
  
2. 実施方針策定時の応募民間企業の募集及び選定
  - (1) 応募民間企業の募集及び選定に関する基本的な考え方
  - (2) 応募民間企業の募集及び選定の手順
  - (3) 応募民間企業を選定しない場合
  
3. 応募民間企業へ期待する役割
  - (1) 提供されるサービス水準
  - (2) 責任分担に関する基本的な考え方
  - (3) 応募民間企業の責任の履行に関する事項
  
4. 事前方針に基づいた対話について
  - (1) 参加及び提案内容・対話の取扱い
  - (2) 実施結果の公表
  - (3) 問合せ先及び担当課

**【別紙 1】** 事前方針に関する参加申込書

## 1. 本方針の位置付け

本方針は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）（以下「PFI法」）の規定に準じて、実施方針を策定し公表することを目指して事前に現時点での想定事業の内容や規模を公表し、より良い事業を民間事業者とつくりあげていく目的から事前方針として公表するものです。

田野町が所管する道の駅田野駅屋については、施設の老朽化や利用者ニーズの多様化という状況を踏まえ、道の駅の再整備等を検討することとしており、再整備等にあたっては、道の駅田野駅屋の利活用の推進を図ることを目的に、民間活力の導入も見据えた施設の再整備及び維持管理、運営に関する適正な手法について検討を進める必要があると考えています。

そこで本方針では、前述の検討にあたり、民間事業者から幅広く意見を聴取する等、再整備及び維持管理運営における事業スキーム等に関する調査検討を行うことを目的とします。

本調査では、調査対象施設にあるとおり、道の駅田野駅屋の利活用を検討するものです。道の駅に関しては、商業施設という側面と公共施設という側面があり、様々な利活用の方法があり、単なる商業施設に留まらない幅広い利活用の方法があると認識しています。そのため、それを実現するための官民連携手法も幅広く取り入れることができると理解しています。

本事前方針では、施設整備や改修を行う手法の1つとして官民連携手法の活用による民間資本の活用や、市場原理の導入、さらには施設整備を機会としたまちづくりの実現を目的とする最適な事業範囲の検討及びスキーム（枠組み）の構築を行い、町内の持続可能な地域経済の好循環とその向上に資する仕組みの検討も合わせて行う機会と捉えています。

### （1）事業内容に関する事項

田野町は、令和6年5月に「道の駅田野駅屋再整備基本計画」（以下、基本計画）を策定・公表し、利用者ニーズの変化、社会情勢や時代の変化に合わせて、道の駅田野駅屋をリニューアルする方針を定めています。また、田野町は官民連携手法を活用し、基本的な道の駅機能のみならず、地域課題の解決を図ることも合わせて進めることを検討しています。

## (2) 特定事業の選定に向けた検討事項

### ①事業内容

本事業は、高知県田野町の道の駅を地域交流拠点と観光拠点として再整備するプロジェクトです。2003年開駅以来、施設の老朽化や駐車場不足などの課題が浮き彫りになり、観光客誘致と地域振興を目的に新たな機能を加える予定です。直販施設やカフェ、イベントスペースに加え、地域コミュニティの場としての役割も強化します。また、計画中の阿南安芸自動車道との連携を見据え、アクセス性向上や利便性拡大を目指しています。この再整備は、地域の活性化と観光促進のモデルケースを目指すことを目的としています。

### ②事業方式

事業方式は、PFI-BTO方式もしくはDBO方式を2つを想定しています。

事業方式	説明
PFI-BTO	民間事業者が資金調達をし、施設等を建設し、施設完成直後に公共施設等の管理者等に所有権を移転し民間事業者が維持・管理及び運営を行う事業方式。
DBO	資金調達は行政が実施し、民間事業者が施設等を設計・施工・維持管理運営会社を一括して受注し実施する事業方式。

### ③事業期間

事業期間は15年以上とする。

#### ④事業範囲

下記の機能を事業範囲とする想定をしています。ただし、今後の検討状況により変更することがあります。

道の駅の基本機能	①駐車場
	②トイレ
	③情報提供コーナー
	④休憩所
人を呼び込む機能	⑤飲食施設・カフェ・イートイン
	⑥直販施設
	⑦チャレンジショップ・アンテナショップ
	⑧イベントスペース
	⑨宿泊施設
	⑩公園・緑地
町民に向けた機能	⑪子育て支援施設
	⑫地域コミュニティ施設
	⑬加工場・調理室
災害対策機能	⑭防災倉庫
	⑮遊水地
	⑯高台避難路（遊歩道）
交通結節機能	⑰駅前広場
	⑱駐輪場・レンタサイクル
	⑲バス停（コミュニティバス）
その他の機能	事務室
	喫煙所
	ATM
	自動販売機
	電気自動車の充電施設

#### ⑤民間事業者独自の収益事業

民間事業者は、田野町が定める水準を満たす事業のほか、地域にふさわしくない事業もしくは公序良俗に反する事業でない限り、独立採算による収益事業を別途企画し、併せて運営することができます。（ex.宿泊事業、ドッグラン事業など）

### (3) 特定事業の公表に関する事項

#### ①特定事業の選定の考え方

PFI 法に基づく事業方式を採用し、かつ事業効果および財政負担の低減が図られると判断した場合に、本事業を PFI 法第 7 条の規定に基づく特定事業として選定する予定です。

#### ②特定事業の選定結果の公表

本事業を特定事業と選定した場合は、公告その他の手続をもって速やかに公表します。

## 2. 実施方針策定時の応募民間企業の募集及び選定

### (1) 応募民間企業の募集及び選定に関する基本的な考え方

本事業は、PFI 法の規定に基づいた事業方式もしくは DBO 方式により実施を検討しており、田野町の財政負担の縮減という定量評価と性能発注という官民連携手法が持つ本来の特性を最大限活かせるよう定性評価の両面から評価するものとします。

### (2) 応募民間企業の募集及び選定の手順

募集については、広く民間事業者を受け入れるとともに、地域経済の発展を重視した地元企業等を優先的に行うものとします。

民間事業者は、リスク分担、提供されるサービスの内容や水準、公共性、安定性等のいくつかの評価基準に基づき選定します。民間事業者の創意工夫を柔軟に評価し、総合的に公共サービスの受け手である町民にとって最も価値を創造するものに限り、優先交渉権者として選定します。

### (3) 応募民間企業を選定しない場合

上記(2)による募集及び選定を行い、適切な民間事業者がなかった場合には、選定しないものとします。

## 3. 応募民間企業へ期待する役割

### (1) 提供されるサービス水準

- ・ 道の駅の売上増加および賑わい創出
- ・ 地域課題の解決のきっかけづくりと解決策の実行
- ・ 民間企業（地元企業、個人事業主、商店等）や町内の各種団体（教育機関、医療機関、地元サークルなど）や町民が本事業に参画できる仕掛けづくり
- ・ 独立採算による収益事業
- ・ 財政負担の軽減への提案

## (2) 責任分担に関する基本的な考え方

本事業は、田野町と民間事業者との間において適切なリスク分担（リスク移転）を確保することで、より質の高いサービスを提供し継続させることを目指すものとします。複数の業務が存在する場合は、各業務を適切に履行でき、かつ発生するリスクを適切に負える者が管理するものとします。ただし、民間事業者が適切にリスク管理できないものについては、田野町がその全て又は一部を負うこととします。

## (3) 応募民間企業の責任の履行に関する事項

民間事業者は、自ら提案し実行する独立採算で実施する業務等について、予測される全てのリスクを負うものとする。田野町と民間事業者のリスク分担は、関係する民間事業者との対話を踏まえて、リスク分担表を作成し、必要に応じて更新するものとします。

## 4. 事前方針に基づいた対話について

### (1) 参加及び提案内容・対話の取扱い

今後、本事業に関する事業者公募を実施する場合、本調査への参加実績が優位性を持つものではありません。ご提案及び対話の内容は、今後の検討において参考とさせていただきます。ただし、双方の発言とも、あくまで本調査の実施時点での想定のものであり、今後の進め方等について何ら約束するものではないことを御理解ください。

### (2) 実施結果の公表

実施結果は、開催概要・参加事業者数等についてのみ、本町ホームページで公表する予定です。

(3) 問合せ先及び担当課

本件の問合せ先及び資料等提出先については、下記のとおりとなります。

■担当課

田野町 地域振興課

担当：安岡

所在地：〒781-6410 高知県安芸郡田野町 1828-5

電話：0887-37-9316（直通）

メールアドレス：chiiki@town.kochi-tano.lg.jp